

監査報告書

令和5年5月24日

学校法人 アリス国際学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 アリス国際学園

監事 山本喜久夫 

監事 高見俊也 

私達は、学校法人アリス国際学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人アリス国際学園寄附行為第20条の規定に従い、本学校法人の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上